



島根県報

平成22年 8 月 27 日 (金)

号外 第 150 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委告示】

平成22年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の
実施

2

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第6号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成22年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成22年 8 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成22年 9 月 10 日（金）～10月15日（金）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、10月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、10月 8 日（金）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
経験者	行政	5名	島根県の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
地区別	一般事務 (石見地区)	3名	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事
	一般事務 (隠岐地区)	2名	島根県の隠岐地区（隠岐郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格**(1) 年齢、学歴、資格等**

試験の種類	年齢・資格等
経験者及び地区別	昭和50年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験地及び試験場	合格発表
第 1 次 試 験	平成22年11月14日（日） 受付時間 8：40～9：00	松 島根県松江合同庁舎 江 （松江市東津田町） 市	11月26日（金）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9：30～	浜 島根県浜田合同庁舎 田 （浜田市片庭町） 市	
		東 明治学院大学白金キ	

		京 都	キャンパス本館 (港区白金台)	
		大 阪 府	大阪研修センター (大阪市淀川区)	
第 2 次 試 験	平成22年12月11日(土)に松江市で実施する予定 ※詳細は、第1次試験合格通知により連絡する。			12月下旬に県庁前掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 経験者

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験(40点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
	論文試験(60点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験(50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 2次試験の合格者は面接試験の点により決定する。

(2) 地区別

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験(50点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒業程度の筆記試験
	作文試験(50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験(50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 2次試験の合格者は面接試験の点により決定する。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6パーセント）の減額措置を実施している。

初任給の例（平成22年4月1日現在）

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額（減額前）
経験者	大学卒	25歳	3年	191,600円
地区別	高校卒	25歳	7年	178,800円